

「(仮称) 建築・まちなみ景観形成ガイドライン」検討委員会（第3回） 議事概要

日 時 平成19年11月12日（月） 13:00～15:00

場 所 中央合同庁舎第3号館2階特別会議室

出席委員 山本理顕委員（座長）、岡部明子委員、木下庸子委員、
工藤和美委員、宗田好史委員、薮健夫委員、荒牧澄多委員

[議事概要]

○国土交通省より、第2回委員会までの議論の概要について、資料に基づき説明を行った。

○岡部委員によりローカルな景観政策と国の役割、専門家の関わりについて、宗田委員により都市再生に果たす建築家の役割、建築と社会経済との関わりについて、プレゼンテーションが行われた。

○委員より、以下のような発言があった。

《ローカルな景観政策と国の役割、専門家の関わりについて》

- ・ 景観に対する行政側の持っている印象と市民の景観意識のずれを感じる。あるアンケートで、行政は看板、電線、建物の色やデザイン、歴史的建造物を守っていくということを景観問題として認識しているのに対して、市民は放置自転車、ごみの不法投棄、空き家、空き地の増加を景観問題として深刻にとらえているということがあった。これは、行政の側としては、まだ市民の景観意識は、ごみのポイ捨てをやめようぐらいのところにとどまっていると普通はとらえているが、よくよく考えてみると、市民がより本質的に景観をとらえているとも言える。つまり、一度人の手が入ったものや土地が遺棄されてしまっている状態、あるいは危険を増長させるような、そして不安を抱かせるような景観というのが荒廃した景観になるのではないか。このようなものを市民が景観問題としてとらえている以上、それに対する施策というのを考えていくべきではないか。
- ・ 行政が問題にしている景観は、歴史的な建物が壊されていく危機感とか、非常に派手な色使いの建物の公告や看板のはらんなどであるが、これらは一種の特殊解である。これに対し、日本の一般的な景観を決めているのは集団規定であり、景観を変えるには、集団規定を見直す必要が出てくるのではなかろうか。
- ・ まず、景観におけるナショナルミニマムとして、安全・安心の景観を最低限保証することが必要。一方で、美しいということは、ローカルオプティマムとして考えていきたい。地域の固有性を見出していくということは、必ずしも解が一つで

はないので、ローカルオプティマムの議論の方がなじみやすい。最終的には、この地域をどうしたいのかという具体的な場所に合わせて、具体的なルールを盛り込んだオーダーメイドの集団規定をつくっていくというのが景観マネジメントの終着点ではないか。それをどう誘導するかが問われている。

- ・ ローカルにおける専門家の役割は複数の意見を出していったって自由な論争をして、地方の政治的判断に専門家として関わること。他方、国レベルではきちんとした継続性を担保する行政と専門家の連携というものが求められる。

《周囲のまちなみと調和する建築のあり方について》

- ・ ドイツの連担市街地制度は、周囲との調和を最優先にして建てるというルールであり、建築家の自由な発想により新しいものが出来ないという建築界の批判がある一方、現実には、景観サプライズというか、急に変なものが出てしまったりする、そのショックを回避出来るようになっている。
- ・ 何が調和のとれた美しいまちなみなのかというのは、抽象的に議論できることではない。最終的には政治的な判断の領域。
- ・ 何を守っていくべきなのか、特に歴史的なまちなみの問題は、多様性がキーワードとなるのではないか。生物多様性的な発想で、いろいろな時代のものがしっかり混ざっている。特に、昔あってもう二度とつukれないようなものはしっかり残していかなきゃいけないという、そうした原則というのをまちなみ保存の考え方でも作っていく必要があるのではないか。

《都市再生に果たす建築家の役割、建築と社会経済との関わりについて》

- ・ 都市の中には住民以外に事業者がいて、事業者の多数の人たちが今の都市経済をきちっととらえた上で、それぞれの投資活動をしている。いわゆるタウンアーキテクトが制御しなければならない建築投資の方向は主にそこにある。
- ・ 商業の部分では、都市再生に実際につながる地価の変動、事業所の増加、減少とすることを踏まえた儲かる都市再生、都心再生の商業が必要。この全体が分からない建築家は景観形成に関わる主体になれない。
- ・ 京都においてはまちの「女性化」が進んでいる。町家再生を支えたのは主に女性が利用する飲食店。また同時に飲食店を通じて町家再生が市民の間に広がってきた。京都に限らず、都市の「女性化」が進んでいけばその都市は再生しているといえる。
- ・ 京都におけるサービス業の分布は、昔は四条河原町中心だったのが、かなり三条通りを伝わって西に広がってきた。結果として、三条通りで地価が上がっている。さらに、京都の都心部で歩行者交通量の増加が一番多いところも三条通り。つまり、まちなみのデザインをよくすると、地価も上がる、歩行者交通量も増えるということは明らかであり、住民と違って事業者はその変化に敏感である。
- ・ 住民とまちなみを守るという行為、ディベロッパにいかに関与形成に参画させるか、魅力ある都市商業の形成の主体となれるか、この三つが建築家に求められる

ている。

- ・ 町家再生について、複数の組織が取り組みをしている。建築家、大工さん、職人さんの集合や、不動産業者。既に300軒くらい、住宅、町家、店舗も含めて流通している実績がある。組織の収入は工事費の15%いただく形や、加入している不動産業者から年間50万円いただいている形や、町家再生の設計料の15%をもらう形で運営するという一種のギルド的な組織である。

《建築の専門家の責任について》

- ・ 美しいまちなみをつくっていくということは、同時に建築の専門家としてどのような責任をとるべきかということをお我々は問われている。バルセロナの事例だが、公共であろうと民間であろうと必ずどんな建築にも建築家、構造技術者、設備技術者などの名前が明記されていて、この人が全責任をとりますということが分かるようになってきている。この方法は特に、最終ユーザーと発注者が異なるマンションをつくるときには非常に重要だと思う。

《設計者の選定方法について》

- ・ 今は、公共にしる民間にしる、多くの場合、企画・構想する人が随意契約にするか入札方式にするか設計協議にするかを自分たちで決めて発注している。そこが、非常に大きい問題ではないか。
- ・ スペインでは、各大都市には全てCOA（スクール・オブ・オフィシャル・アーキテクト）という建築の調整を行う組織があり、民間であろうと公共であろうと、まず設計をしようと思ったら、そこに一回登録をする必要がある。その後、COAにて発注方式を決めている。

《地域の専門家集団に対する支援について》

- ・ 街なみ環境整備事業などをやると、補助金で協議会費用が出るが、一方で、補助金と関係なしに存続することをやっていかないと難しい側面もある。補助金を活用する場合、行政が事務局をやってしまうと、大体補助金の切れ目で存続しなくなってしまう。